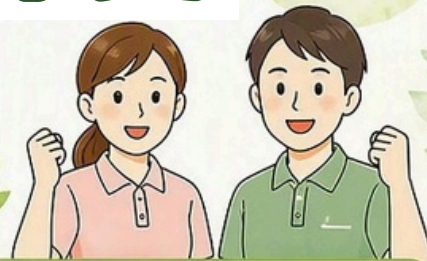


新社員紹介制度

あなたの紹介が、誰かの「新しい一歩」に。
一緒に地域の暮らしを支えませんか？



紹介者・被紹介者の**双方に**報奨金を支給します！（一時金・課税対象）

正社員・契約社員・常勤パート

紹介者

50,000円

被紹介者

50,000円

非常勤パート

紹介者

30,000円

被紹介者

30,000円

さらに！ 下記の資格をお持ちの正社員の方を紹介した場合、紹介者に追加で報奨金を支給！



介護支援専門員
(ケアマネージャー)
+50,000円



正看護師
(看護職)
+50,000円



介護福祉士
(介護職)
+30,000円

※その他の職種であっても、会社が特に必要と認めた場合は、この限りではありません。

対象者

紹介者および被紹介者は、次の各号の全てを満たす方が対象です。

- 当社社員から紹介を受け応募した方
- 人材紹介会社を利用していない方
- 採用選考により採用された方
- 紹介者が在籍中であること
- 被紹介者が当社に在籍歴のないこと

※応募後の紹介申告は対象外です。
上記以外であっても、会社が報奨金の支給を相当と判断する場合があります。

支給条件

- 被紹介者が入社後6か月以上在籍していること
- 被紹介者の出勤率が80%以上であること
- 被紹介者が懲戒処分を受けていないこと
- 紹介者が報奨金支給日に在籍していること
- 退職予定がないこと

※経過日数に休職期間は含めません。

禁止事項

- 被紹介者は紹介者の家族・友人・知人等に限定し、SNS等を利用した不特定多数に対する募集活動は禁止します。
- トラブルに発展するような強引な勧誘、引き抜きを行なってはなりません。

上記事項の違反その他報奨金を不正に受給したことが判明した場合、本制度は適用外となり、被紹介者および紹介者は直ちに報奨金を会社に返金しなければなりません。



報奨金の支給方法

被紹介者が入社後6ヶ月経過日の属する賃金計算期間の給与支給時に、被紹介者・紹介者それぞれに振り込み（課税対象）により支給します。（経過日数に休職期間を含めません。）



まずは
お気軽に
お問い合わせ
ください！

社員紹介制度に関するお問い合わせは
事業企画部まで！！

ご質問・ご相談もお気軽にどうぞ♪

2026年9月1日施行